

減価償却制度 法定耐用年数の見直し、その1

制度調査部
鳥毛 拓馬

新耐用年数表案(番号1～7)と現行耐用年数表の比較

【要約】

2008年度税制改正大綱では、減価償却資産の法定耐用年数について、機械及び装置を中心に、実態に即した使用年数を基に資産区分の大括り化を行うとしている。

本稿は、大綱で示された減価償却資産耐用年数表の別表第二「機械及び装置の耐用年数表」(以下、新表という。)と現行の耐用年数表(以下、現表という)とを新表の用途毎に比較するものである。

本稿では新表の食料品製造業用設備、飲料・たばこ・飼料製造業用設備、繊維工業用設備、木材・木製品(家具を除く。)製造業用設備、家具・装備品製造業用設備、パルプ・紙・紙加工品製造業用設備、印刷・同関連業用設備(番号1～7)と現表の食料品製造業に係る設備、繊維工業に係る設備、木材、木製品製造業に係る設備、パルプ、紙、紙加工品製造業に係る設備出版、印刷、同関連産業に係る設備について掲載した。

本レポートはその1からその4までの計4つのレポートで構成されている。

はじめに

現行の減価償却制度については、「一般的に法定耐用年数そのものが長い」、「資産区分が細かい」、「耐用年数の短縮や陳腐化した資産の償却限度を実質的に引き上げる特例制度があるものの、申請手続きが煩雑で大きな事務負担が発生する等、使い勝手が悪い」といった問題点が従来から指摘されていた。

例えば、わが国の法定耐用年数区分(機械・装置)は390区分に細かく分かれており、新技術や新製品が開発される度に区分けの問題や適用する耐用年数の問題が生じ得る。諸外国を例に見ると、米国では48区分、韓国では26区分など簡素な制度となっており、抜本的に見直すよう望まれていた。

2008年度税制改正大綱では、減価償却制度の法定耐用年数について、機械及び装置を中心に、実態に即した使用年数を基に資産区分の大括り化を行うとしている。

この改正は、既存の減価償却資産を含め、平成20年4月1日以後開始する事業年度について適用することとされている。なお、法定耐用年数に関する改正については、法律ではなく政省令に規定さ

れているので、税制改正法案が成立しなくても、2008年3月末に公布・施行される可能性がある。

今般の見直しにより、機械及び装置は55区分(日本産業分類の中分類、細目を合わせると104)に大括り化されることになる。また、使用実態等を踏まえて耐用年数も見直される。法定耐用年数区分全体の改正は、1964年から行われていない。

以下は、大綱で示された減価償却資産耐用年数表の別表第二「機械及び装置の耐用年数表」(以下、新表という。)と現行の耐用年数表(以下、現表という)とを新表の用途毎に比較するものである。比較する際には、「耐用年数の適用等に関する取扱通達」の区分けを参考にした。もっとも、新表の「用途」、「細目」と現表の「設備の種類」、「細目」との対応は現時点では正確なことはわからない。

基本的には、新表に細目が記載されていなければ、新表の「用途」と現表の「設備の種類」、「細目」が対応しているものと思われるため、新表の「用途」、「耐用年数」を示し、現表の「設備の種類」、「細目」、「耐用年数(年)」を図表化している。現表については、新表の耐用年数と比較して、「短縮されるもの」、「変わらないもの」、「延長されるもの」についてそれぞれ分けて示した。

新表に細目が記載されている場合には、新表の「細目」と現表の「設備の種類」、「細目」の対応が不明確なため新表と現表をそれぞれそのまま示した。

本稿では以下の網掛け部分を掲載している。

「耐用年数の適用等に関する取扱通達」(参考)

食料品製造業に係る設備	(別表第二番号「1」～「36の2」)
繊維工業に係る設備	(別表第二番号「37」～「57」)
木材、木製品製造業に係る設備	(別表第二番号「58」～「63」)
パルプ、紙、紙加工品製造業に係る設備	(別表第二番号「64」～「73」)
出版、印刷、同関連産業に係る設備	(別表第二番号「74」～「80」)
化学工業に係る設備	(別表第二番号「81」～「180」)
ゴム製品製造業に係る設備	(別表第二番号「186」～「190」)
窯業、土石製品製造業に係る設備	(別表第二番号「194」～「210」)
鉄鋼業に係る設備	(別表第二番号「211」～「222」)
非鉄金属製造業に係る設備	(別表第二番号「223」～「232」)
金属製品製造業に係る設備	(別表第二番号「233」～「252」)
機械工業に係る設備	(別表第二番号「253」～「295」)
その他の設備	(別表第二番号「296」～「369」)

新表

番号	用途	耐用年数
1	食料品製造業用設備	10年

現表のうち新表の食料品製造業用設備に対応するものと思われる部分

設備の種類	細目	耐用年数(年)
短縮されるもの		
・味そ又はしょう油(だしの素類を含む。)製造設備	コンクリート製仕込そう	25
・その他の農産物加工設備	粗製でん粉貯そう	25
・小麦粉製造設備		13
・砂糖精製設備		13
・その他の農産物加工設備	その他の設備	12
変わらないもの		
・精穀設備		10
・コーンスターチ製造設備		10
・その他の乾めん、生めん又は強化米製造設備		10
・砂糖製造設備		10
・水あめ、ぶどう糖又はキャラメル製造設備		10
延長されるもの		
・食肉又は食鳥処理加工設備		9
・市乳処理設備及び発酵乳、乳酸菌飲料その他の乳製品製造設備(集乳設備を含む。)		9
・その他の果実又はそ菜処理加工設備	その他の設備	9
・味そ又はしょう油(だしの素類を含む。)製造設備	その他の設備	9
・その他の調味料製造設備		9
・その他の豆類処理加工設備		9

・マカロニ類又は即席めん類製造設備		9
・パン又は菓子類製造設備		9
・鶏卵処理加工又はマヨネーズ製造設備		8
・水産練製品、つくだ煮、寒天その他の水産食料品製造設備		8
・トマト加工品製造設備		8
・かん詰又はびん詰製造設備		8
・食酢又はソース製造設備		8
・豆腐類、こんにやく又は食ふ製造設備		8
・つけ物製造設備		7
・化学調味料製造設備		7
・その他の果実又はそ菜処理加工設備	むる内用バナナ熟成装置	6

新表

番号	用途	耐用年数
2	飲料・たばこ・飼料製造業用設備	10年

現表のうち新表の飲料・たばこ・飼料製造業用設備に対応するものと思われる部分

設備の種類	細目	耐用年数(年)
短縮されるもの		
・その他の食料品製造設備		16
・ビール又は発酵法による発ぼう酒製造設備		14
・冷凍、製氷又は冷蔵業用設備		13
・清酒、みりん又は果実酒製造設備	その他の設備	12
・その他の飲料製造設備		12
・動植物油脂製造又は精製設備(マーガリン又はリンター製造設備を含む。)		12
変わらないもの		
・再製茶製造設備		10
・清涼飲料製造設備		10
・その他の酒類製造設備		10
・その他の飼料製造設備		10
延長されるもの		
・酵母、酵素、種菌、麦芽又はこうじ製造設備(医薬用ものを除く。)		9
・発酵飼料又は酵母飼料製造設備		9
・荒茶製造設備		8
・たばこ製造設備		8
・冷凍、製氷又は冷蔵業用設備	結氷かん及び凍結さら	3

新表

番号	用途	細目	耐用年数
3	繊維工業用設備	炭素繊維製造設備	
		黒鉛化炉	3
		その他の設備	7
		その他の設備	7

現表のうち新表の繊維工業用設備に対応するものと思われる部分

設備の種類	細目	耐用年数(年)
生糸製造設備	自動繰糸機	7
	その他の設備	10
繭乾燥業用設備		13
紡績設備		10
合成繊維かさ高加工系製造設備		8
ねん糸業用又は糸(前号に掲げるものを除く。)製造業用設備		11
織物設備		10
メリヤス生地、編み手袋又はくつ下製造設備		10
染色整理又は仕上設備	圧縮用電極板	3
	その他の設備	7
洗毛、化炭、羊毛トップ、ラップベニー、反毛、製綿又は再生綿業用設備		10
整経又はサイジング業用設備		10
不織布製造設備		9
フェルト又はフェルト製品製造設備		10
綱、網又はひも製造設備		10
レース製造設備	ラッセルレース機	12

	その他の設備	14
塗装布製造設備		14
繊維製又は紙製衛生材料製造設備		9
縫製品製造業用設備		7
その他の繊維製品製造設備		15

新表

番号	用途	耐用年数
4	木材・木製品(家具を除く。)製造業用設備	8年

現表のうち新表の木材・木製品(家具を除く。)製造業用設備に対応するものと思われる部分

設備の種類	細目	耐用年数(年)
短縮されるもの		
・木材防腐処理設備	その他の設備	13
・製材業用設備		12
・その他の木製品製造設備		10
・単板又は合板製造設備		9
変わらないもの		
・製材業用設備	製材用自動送材装置	8
・チップ製造業用設備		8
延長されるもの		
・可搬式造林、伐木又は搬出設備	その他の設備	6
		動力伐採機

新表

番号	用途	耐用年数
5	家具・装備品製造業用設備	11年

新表

番号	用途	耐用年数
6	パルプ・紙・紙加工品製造業用設備	12年

現表のうち新表のパルプ・紙・紙加工品製造業用設備に対応するものと思われる部分

設備の種類	細目	耐用年数(年)
短縮されるもの		
・長網式製紙設備		14
・長網式製紙設備		14
・繊維板製造設備		13
変わらないもの		
・パルプ製造設備		12
・丸網式又は短網式製紙設備		12
・ヴァルカナイズドファイバー又は加工紙製造設備		12
・段ボール、段ボール箱又は板紙製容器製造設備		12
延長されるもの		
・その他の紙製品製造設備		10
・枚葉紙樹脂加工設備		9
・セロファン製造設備		9
・手すき和紙製造設備		7

新表

番号	用途	細目	耐用年数
7	印刷・同関連業用設備	デジタル印刷システム設備	4
		製本業用設備	7
		新聞業用設備	
		モニタイプ、写真又は通信設備	3
		その他の設備	10
		その他の設備	10

現表のうち新表の印刷・同関連業用設備に対応するものと思われる部分

設備の種類	細目	耐用年数(年)
日刊新聞紙印刷設備	モニタイプ、写真又は通信設備	5
	その他の設備	11
印刷設備		10
活字鑄造業用設備		11
金属板その他の特殊物印刷設備		11
製本設備		10
写真製版業用設備		7
複写業用設備		6